

補助対象経費一覧（内容は一例とする。）

補助対象経費		内容
報償費		司会料、講習会等の講師に対する謝礼等
旅費		司会者、講師等に係る旅費等
需要費	消耗品費	文具類
	燃料費	事業に使用するバス等の燃料等
	印刷製本費	印刷代、写真現像等
	医薬材料費	医薬費、包帯等
役務費	通信運搬費	電話料等
	広告料	新聞、テレビ、ラジオ等による広告料
	手数料	送金手数料等
	保険料	損害保険の保険料等
委託料		（補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる経費）、パンフレット制作費等
使用料及び貸借料		会場及び自動車等の借り上げ料等
オンライン開催に伴う経費		通信に必要な電子機器等の購入費

注1) 次の4つの経費は、補助対象経費とは認めない。

- ・補助事業と直接関係がない補助事業者の恒常的な運営経費
- ・補助事業者の人件費及び旅費
- ・補助事業者の内部の者に対する謝金及び委託金
- ・飲食費及び景品・お土産等購入費、若しくはそれに準ずるもの

注2) 補助事業に係る委託料は、県内事業者に発注しなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市長が認めた場合については、この限りではない。